

尖閣諸島不法上陸事件と日中関係

澤 喜司郎

はじめに

1960年代後半に東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘されたため、中国や台湾がわが国固有の領土である尖閣諸島の領有権を主張し始め、中国にあっては1992年に尖閣諸島や南沙・西沙群島などを中国領と明記した領海法を施行した。また、1996年7月に国連海洋法条約がわが国について効力を生じ、わが国において「領海及び接続水域に関する法律」、
「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」が施行されたため、「排他的経済水域の設定に伴う漁業活動への影響を不満とし、また、尖閣諸島北小島に日本の団体が灯台の用に供する構造物を設置したことに対する抗議として、台湾・香港等で《保釣活動》と呼ばれる領有権主張の活動が活発になった」(『海上保安白書』平成9年版)ばかりか、中国は「1997年に領土、領海、領空の安全の防衛と並んで海洋権益の擁護を明記した国防法を制定」(『防衛白書』平成15年版)したのである¹⁾。

こうした中で、2004年3月24日に尖閣諸島の魚釣島に中国人活動家7人が不

1) 領土問題について、江畑謙介氏は「冷戦時代は、いわば米ソの対立関係の中で、国境問題は棚上げされてきた。…しかし、ブロックが消滅すると、おのおのの国のエゴ、ないしは正当な利権の確保という問題が表面に出てきた。これに二百海里専管経済水域問題が拍車をかけた」(江畑謙介『日本の安全保障』講談社現代新書、2001年、46-47頁)としている。また中国の領海法制定の意味について、平松茂雄氏は「領海法の制定は、尖閣諸島《棚上げ》論がいかにしろいか、中国の出方によって簡単に崩れてしまうこと、日中の《信頼関係》がいかに空虚なものであるかを示している。しかしながらその責任の一半は、1978年8月に《日中平和友好条約》が調印された時、日本側が鄧小平のいわゆる《棚上げ》を恣意的に解釈し、『中国が尖閣諸島の日本領有を黙認した』とみたところにある」(平松茂雄『中国の海洋戦略』勁草書房、1995年、96頁)としている。

法に上陸し、出入国管理法違反(不法入国)の疑いで現行犯逮捕されるという事件が発生した。黄文雄氏は「中国の領有権の主張は日本以上に勢いがあり、もはやこの問題で日本はすっかり劣勢に立たされている感がある。かりに中国が台湾を併呑した場合、必ず尖閣諸島の獲得のために具体的アクションを起こすだろう。必要とあればそれ以前に占領を試みる可能性もある」(黄文雄『中国こそ逆に日本に謝罪すべき9つの理由』青春出版社、2004年、199頁)とし、日高義樹氏は「中国は南シナ海の島々に対する所有権を主張したり、日本の尖閣諸島はもともと中国のものと言いつ張っているが、これは地下資源を考えてのことである。中国が武力を使って占領することはないといいきれぬだろうか」(日高義樹『アメリカ軍が日本からいなくなる』PHP 研究書、2004年、229頁)としている²⁾。

今回の不法上陸事件が黄氏や日高氏がいう占領を試みるその前兆であるのかどうかは別としても、尖閣諸島問題は日本にとって重要な問題であることには違いはない。そこで、本稿では3月24日の魚釣島不法上陸事件を取り上げて、報道記事を中心として事件発生の経緯や事件をめぐる日中両政府の主張等を検証しつつ、尖閣諸島問題の本質について若干の検討を試みることにする³⁾。

2) また、平松茂雄氏は「尖閣諸島の領有権問題が紛争の対象となった契機は、同諸島の周辺海域に石油資源が埋蔵していることが判明したことにある。そして尖閣諸島の領有権問題を《棚上げした》時、中国の海底石油探査・開発能力はいたって貧弱であった。また中国の海軍力もほとんど取るに足りない貧相なものであった。しかしその時から15～20年を経て、中国の海底石油探査・開発能力は著しく向上している。また中国の海軍力は周辺の海域に常時展開できるところまで成長してきている。中国が東シナ海大陸棚の石油資源の開発に本格的に乗り出す条件は整いつつある。中国が尖閣諸島の領有権問題を《棚上げ》から《棚から降ろす》時期が近づきつつあると考えられる」(平松茂雄、前掲書、103頁)としている。

3) なお、尖閣諸島問題の概要については、平松茂雄『中国の海洋戦略』(前掲)が詳しい。また、拙稿「東アジアにおける中国の覇権的領土主義」、『東亜経済研究』第63巻第1号、平成16年3月も参照されたい。

I 不法上陸事件の経緯

(1) 不法上陸と逮捕

3月23日午前1時に中国浙江省乐清市を中国籍船「浙普漁21114」(約100トン)で出航した「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」のメンバー16人(女性1人を含む)は、日本領海の手前で約8時間停泊し、同日午後11時頃にわが国領海内に入り、7人が2隻の手こぎボートに乗換え24日午前7時20分頃に尖閣諸島の魚釣島に上陸した⁴⁾。上陸を計画した「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」は日本の尖閣諸島領有に反対する中国の市民団体で、同連合会は今年の2月から上陸計画を準備し、中国国内のメディアに対して「3月28日に出航する」と事前予告していたが、大幅に日程を繰り上げて出航した。

第11管区海上保安本部の巡視船「はてるま」が同日午前6時24分に魚釣島の西方領海内で中国船を確認したため、7時に海上保安庁に対策室、第11管

4) このような不法上陸事件としては、1996年10月には香港・マカオと台湾の活動家4人が魚釣島南岸に上陸して中国と台湾の旗をたて、上陸50分後に自主的に離島するという事件が発生し、それは国連海洋法条約に基づき尖閣諸島周辺海域に日本の排他的経済水域(EEZ)が設定されたことに反発したものであった。朝日新聞によれば、「前回、紛争が起きた96年秋。早期警戒機E2Cが5機、青森県の航空自衛隊三沢基地から那覇基地に飛来した。ヘリによる上陸を阻む目的だった。関係者によれば、同年10月10日から約10日間、尖閣諸島東北沖にF4ファントム戦闘機が展開した。首相官邸では武器使用の是非さえ議論された。ヘリが警告を無視し続けた場合、対領空侵犯措置に従って『粛々と対応する』ことを申し合わせた。ヘリは結局、来なかった」(「朝日新聞」3月31日付朝刊)という。それ以降には、1997年5月と7月、1998年6月、2003年6月と10月、2004年1月にも上陸目的と見られる船舶が接近したが、海上保安庁の巡視艇などによって上陸は阻止された(「読売新聞」3月25日付朝刊)。そして「巡視船に阻まれると、香港にある中国の代表部に押しかけて『中国の領土領海で中国公民が日本に排除されたのだから、海軍を派遣して公民を保護せよ』と対日開戦を求めてきた」(「毎日新聞」3月25日付朝刊)とされている。

なお、2004年1月の事件は「中国民間保釣連合会」など中国の活動家グループ約20人を乗せた抗議船2隻が尖閣諸島の一つである魚釣島西22kmの日本領海に入ったため、第11管区海上保安本部は巡視船艇10隻と航空機で警戒し、不法侵入にあたるとして抗議船に退去を警告し、抗議船に高圧放水砲を発射した。抗議船の船室窓ガラスを放水が直撃し、少なくとも1人が両手や顔を負傷し、帰港した活動家グループの幹部は「日本の軍艦の攻撃を受けて2人が負傷し、上陸後に治療を受けた」と語った(「共同」「毎日新聞」2004年1月18日0時17分更新)と伝えられている。

区海上保安本部に対策本部が設置された。第11管区海上保安本部によれば、中国船に退去を警告し、巡視船で進路阻止を試みたが、手こぎボート2隻を降ろし、巡視船をすり抜けるように魚釣島に接近し上陸したという。第11管区海上保安本部は今月末に抗議船が接近するとの情報を受け「周辺海域で警戒態勢の強化に乗り出す矢先で、結果的に裏をかかれた形で上陸を許した」(「毎日新聞」3月25日3時18分更新)格好になってしまったが、上陸を強行する船やボートに対する巡視船の阻止行動には限界があったのも事実である⁵⁾。

そして「これまで政府内には、日中関係に配慮し、警官を島に上陸させ逮捕することに慎重論もあった」(「毎日新聞」4月2日付朝刊)が、沖縄県警は15時30分に石垣空港から第11管区海上保安本部のヘリコプターで捜査員18人を魚釣島へ派遣し、16時35分に魚釣島に上陸した沖縄県警捜査員は17時25分に3人、17時35分に3人、19時07分に1人の身柄を拘束し出入国管理法違反(不法入国)の疑いで現行犯逮捕した⁶⁾。逮捕された7人は特に抵抗することもなく、20時頃にヘリコプターで巡視船「りゅうきゅう」に収容され、同船で那覇ま

5) 上陸を強行する船やボートに対する巡視船の阻止行動は、日中関係に配慮して「船に大きな損傷を与えたり、転覆させたりしない」「乗組員を傷つけない」「船に乗り込んで無理やり停船させる危険を冒さない」ことが基本で、放水したり船を近付けたりして進路を妨害する程度しかできず、威嚇射撃や発砲は攻撃を受けた場合だけで、今回のように相手が武装していないケースでは強い行動には出られないのである(「毎日新聞」3月25日付朝刊, 同4月2日付朝刊)。

6) 小泉首相は24日夜に中国人活動家の逮捕について記者団から「逮捕には官邸の判断があったのか」との質問に「いや、全然。現場の判断だ」とした上で、「法令に従ってきちんと対応した結果だ。(逮捕は)異例のことだが、法律に従って対処するのは法治国家として当然のことだ」と述べ、今後の日中関係への影響については「できるだけ冷静に相互に対処する必要がある」と答えた。なお、逮捕された7人はいずれも男性で、馮錦華容疑者(33)のほか、他の6人は自称、胡顕峰(34)、尹冬明(23)、王喜強(29)、殷敏鴻(29)、張立昆(40)、方衛強(29)という。リーダー格とみられている馮容疑者は日本で会社勤めをした経験もあり、2001年8月に小泉首相の靖国神社参拝への抗議行動として同神社のこま犬の台座に赤いペンキで落書きをして器物損壊容疑で逮捕された人物で、同事件で馮容疑者は同年12月に東京地裁で懲役10月、執行猶予3年(求刑・懲役10月)の判決を受け、現在は猶予期間中であった。帰国した馮容疑者は、中国の反日活動家の間で英雄視されている人物で、何度か魚釣島への上陸を企てたことがあった(「毎日新聞」3月25日付朝刊, 「朝日新聞」3月25日付夕刊, 「読売新聞」3月26日12時46分更新)と言われている。

で移送された。沖縄県警は那覇署などで上陸の経緯や目的、上陸後の行動などを調べた後、福岡入国管理局那覇支局に身柄を引き渡し、同支局は事実関係を調査後に退去強制手続きをとって強制送還することになるだろう(「毎日新聞」3月25日3時18分更新)と報じられていた。

尖閣諸島に不法上陸した外国人の逮捕は初めてのことで、読売新聞によれば、政府関係者は「仮に身柄を拘束しなかったら日本が主権を放棄したことになる。日本の領土だと主張しながら、不法上陸に対して領土としての対応をしない二律背反になってしまう」と強調し、与党からも「逮捕は当然。沖縄県の中にある島で日本の領土であることは明白だ」(甘利明自民党副幹事長)などと7人の逮捕を支持する声が相次いでいた。また、政府は「尖閣諸島はわが国固有の領土であり、現にわが国はこれを有効に実行支配している」という基本的立場を明確し、魚釣島などの私有地を借り上げて日本の領土であることを明確にするための措置を講じていたばかりか、1997年には尖閣諸島に上陸を試みる外国人を実力排除する際の対処方針も決定していた。それは、上陸目的で尖閣諸島の領海内に入ろうとした場合には①海上保安庁の巡視船などで警告する、②巡視船などで相手側の船舶に体当たりなどをして停船させ、場合によっては拿捕に踏み切る、③上陸した場合には入国管理官や警察官が入管難民法違反で現行犯逮捕も辞さないというものであり、今回の逮捕もこの対処方針に沿ったものであるが、「特に尖閣諸島をめぐっては、台湾や香港のグループなどによる領海侵犯も後を絶たない。日本政府としては上陸者の逮捕という《実力排除》の姿勢を示すことで、こうした動きに強い警告を発することも狙ったとみられる(「読売新聞」3月25日付朝刊)と言われていた。

また、一時的な身柄拘束ではなく強制退去を前提に入管難民法違反での現行犯逮捕が必要と判断された背景には「今回上陸した活動家は、ボートなど移動手段を失っており、放置すれば、問題が長期化する恐れがあった。…『中国側も、早く問題を片づけた方がいいはず』(政府筋)との判断もあった」(「読売新聞」3月25日付朝刊)と言われていた⁷⁾。

(2) 日中関係への配慮と強制退去

政府は3月24日夜に二橋正弘官房副長官の下で外務、法務、海上保安、警察など関係省庁の局長級による緊急の連絡会議を開いて対応策を協議し、「日本の法令に従って淡々と処理する」との方針を確認した。読売新聞によれば、政府は7人の逮捕直後から「関係法令に基づいて適切に対処する」(福田官房長官)と強調し、それは「日本が領有する尖閣諸島で起きた事件に国内法に基づいて対応することが、日本の主張を明確にする」(政府関係者)との考えからだ(「読売新聞」3月27日付朝刊)と言われ、野沢太三法相は「歴史的に日本の領土だ。冷静に外交交渉を進めるにしても、事実に沿って手続きを進めるべきだ」と述べていた。

3月25日午前9時45分に第11管区海上保安本部の巡視船が那覇新港に到着し、那覇県警は7人を那覇署など4署に分散留置をして取り調べを行った。沖縄県警は、入国管理局に逮捕した7人の身柄を引き渡して強制退去手続きに移すこともできるが、7人が「尖閣諸島は中国の領土」「中国領土への上陸は違法ではない」などとして容疑を全面否認していることなどから7人を3月26日午後に那覇地検へ送検し、今後上陸の目的や島の建造物に対する損壊の有無などを追及したいとするとともに、25日の実況見分では東京の政治団体が建設した神社のほこらが損傷しているのを確認した。また、送検する方向で調整された背景には「別のグループの上陸活動を阻止するためには刑事手続きを一步進めることも必要との観点」(「毎日新聞」3月26日付夕刊)もあったと言われていた。

しかし、入管難民法の特例を適用して強制退去させることが決定され、3月26日17時45分に沖縄県警から福岡入国管理局那覇支局へ7人の身柄が引き渡され、20時39分に強制退去となった7人を乗せた中国東方航空機が上海に向けて那覇空港を離陸した。

7) なお、上陸した7人が乗ってきた中国籍船は同日12時1分に日本の領海外に出たが、16時18分に再び日本の領海内に侵入したため第11管区海上保安本部の巡視船が接触し退去を警告し、同船は16時45分に再び領海外へ出たと伝えられている。

政府筋は7人の強制退去について「法令に従って捜査当局が判断した」としているが⁸⁾、政府が「地検への身柄送検一拘置をせず、逮捕から48時間で事態收拾を図った背景には日中関係にも配慮しようとする日本政府の姿勢が見え隠れする」と言われ、また強制退去に対して「事件の背景や目的を十分に解明せずに送還したのは不適切だ」と疑問視する声も出ていた。たとえば、元防衛長官の玉沢徳一郎氏は「日本が自分の国を守る決意を内外に示すためにも起訴して裁判にかけるべきだ。そうしないと、また押し掛けてくる」と政府の姿勢を批判し、大阪経済法科大学の吉田康彦教授は「国内法で処罰すると表明しておきながら、送検の手続きを取らなかった今回の措置は法治国家としての対応ではない。入管難民法65条も本来、不法就労者を強制送還するさせるために運用している規定で、それを適用するのは政府のつじつま合わせだ。これでは国際社会からも軽んじられることになり、再び同じ事態を招く恐れもある」(「読売新聞」3月27日付朝刊)と指摘していた⁹⁾。

8) 「刑事訴訟法の特例」を規定した入管難民法65条は、容疑者に同法違反以外の疑いがない時に限って入管に引き渡すことができるとしており、今回はこの「特例」が適用され、政府筋は「法令に従って捜査当局が判断した」としているが、法務省関係者は地検への身柄送検の見送りは必ずしも通常の手続きとは言い切れず、「逮捕後すぐに入管に身柄が送られることはあるが、こうした重大事案では異例」と指摘している。なお、法務省はこの特例措置に加え、①地検に身柄を送った後、拘置決定前に地検が入管に引き渡す、②地検に身柄を送って拘置した後、地検が起訴せずに入管に引き渡す、という選択肢を用意し、捜査当局は最終的に入管への身柄引き渡しを最も早い「特例」を選んだが、捜査当局の対応決定も難航したと言われている。警察、検察、入管の三者は3月26日朝から拘置期限をにらんで折衝を続け、議論の焦点は7人の身柄を検察庁に送って取り調べを続けるか、「特例」を適用して入管に引き渡し、強制送還手続きに移るかだった。折衝の中で、警察は7人が「尖閣諸島は中国の領土」「中国領土への上陸は違法ではない」などとして容疑を全面否認していることから「上陸目的の解明には時間が必要だ」と送検を主張し、検察は7人が魚釣島に上陸した容疑事実は証拠上明らかだとして「これ以上、身柄を拘束して捜査を続ける必要はない」、右翼団体が建てた神社が損傷していたことについても「ほこらは屋根もなくむき出しで、中国人が傷つけたかどうかははっきりしなかった」として立件は困難との見解を示した。結局、送検を見送り「入管移送と速やかな強制退去処分」を決めたのは期限2時間前の15時30分過ぎで、検察幹部の一人は「日中関係を考慮したことは否定しない」と打ち明け、警察幹部は「事態を長引かせば、活動家たちが英雄視されることも配慮した」と語った(「読売新聞」3月27日付朝刊)と伝えられている。

また、超党派の日中友好議員連盟幹事長の甘利明氏(自民党副幹事長)は「政府は中国を政治的に退くに退けない状況に追い込むことは避けたかった」
「今後は上陸を物理的に阻止するなどさらなる毅然とした姿勢を貫いてほしい」と述べ、拓殖大学の森本敏教授は「中国が関係者の厳重処分を約束する
なら、日本の法律に従って処置した後、身柄を中国当局に渡してもいい。日本は尖閣諸島の領有権を明確に中国に申し入れ、活動家の取り締まりを求め
るべきだ」(「読売新聞」3月27日付朝刊)としているが、問題の本質は別のところにある。それは、中国政府は「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」による
尖閣諸島上陸計画を事前に知っていながら黙認していたことであり¹⁰⁾、「中

9) 中央大学の渥美東洋教授は「裁判を受けさせて処罰したとしても、犯罪抑止効果はほとんどない。単なる不法入国で他に犯罪を犯していない場合には、日本の税金を無駄遣いせず速やかに行政手続きで退去させるべきだ。さらに今回のケースは領土問題が絡んでおり、両国間の不必要な摩擦を避ける意味もある」とし、帝京大学の土本武司教授は「単なる不法入国だけでなく、他にも犯罪が行われた疑いがある以上、少なくとも検察庁に送検して捜査すべきだ。グループには過去に日本で犯罪を犯し執行猶予中の人物もいる。性懲りもなく犯罪を繰り返したのなら、きちんと罰しなければならない。あいまいなまま帰国させることは、再犯を誘発することになる」とし、慶応大学の小島朋之教授は「中国では対日関係の改善を図る動きが活発化していた。一方で、日本に対する厳しい姿勢があり、中国外務省も強硬姿勢に出ざるを得ないという立場にあった。日本の方針転換によって、中国は内部の対立を激化させずに済んだ。同時に、強く押せば日本は引くという外交姿勢が通用すると考えたはずだ。今後の日中関係に影響は残るだろう」としていた(「毎日新聞」3月27日付朝刊)。

10) 読売新聞は、「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」のような「団体が公然と《反日》活動を行える背景には、歴史認識問題、靖国神社参拝問題などでぎくしゃくしている日中関係の不安定な状況がある。また、中国当局は市場経済拡大の中で価値観の多様化が進む国民を統合していく政治戦略の一貫として《愛国主義》や《民族精神》を鼓舞する運動を進めており、中国社会には国民の潜在的な《反日》意識が刺激されやすいムードが醸成されている。中国当局はつい最近も、《国辱記念日》と位置付けている《9.18(満州事変)》《南京大虐殺》などを活用して青少年に対する愛国教育を強化するよう呼びかけたばかりだ。いわば、当局のこうした政策が国民の《反日》感情をあおり、市民団体の活動を裏で精神的に支えている側面は否定できない」(「読売新聞」3月25日付朝刊)としている。

また、2003年12月26日～28日にかけて尖閣諸島(中国名・釣魚島)を中国領として「防衛」するよう主張する世界各地の中国系活動家が「全世界華人保釣(釣魚島防衛)フォーラム」を開催し、中国、台湾、香港、北米などから30人以上が参加した。同フォーラム

国では民間団体といえども、政府の外交政策に影響を及ぼすような活動は原則として認められていない]（「読売新聞」3月25日付朝刊）こと、7人の中国人活動家が退去警告を無視し、進路阻止を試みた巡視船をすり抜けて上陸したことからすれば、今回の不法上陸事件は中国による国家的な「非武力的侵略」に相当するのである¹¹⁾。

II 中国の反発と日本の外交的対応

(1) 中国政府の非難と要求

外務省の竹内行夫事務次官は3月24日午前、中国人活動家7人が尖閣諸島に上陸した問題で中国の武大偉駐日大使を同省に呼び、「(尖閣諸島が)わが国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがなく、現にわが国はこれを有効に支配している」「日本政府は関係法令に従って今回の件について厳正に対処する」「不法上陸は極めて遺憾だ。事態は重大かつ緊急を要する。中国側で適切な対応を取るよう求める」と厳重に抗議したのに対して、武大使は「中国には中国の立場がある」「要請は政府に連絡する」と述べただけであった¹²⁾。なお、竹内事務次官がいう「適切な対応」が中国の謝罪を

は「日本政府が釣魚島をかすめ取った」ことを非難する「保釣宣言」を採択し、また同フォーラムが中国で公然と開かれ、公式メディアが報じていることから中国国政府の支持を受けているとみられる（「時事通信」2003年12月30日1時1分更新）と伝えられていた。

11) なお、強制送還となった中国人活動家の所属する「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」は3月27日夕に福建省アモイ市で記者会見を開き「台湾総統選による台湾海峡の緊張と悪天候」を理由に28日に予定していた尖閣諸島に向かう第2陣の抗議船出発を急遽延期すると発表した。延期の期間については明らかにせず、また「民間の領土防衛事業は今後も長期にわたり継続する」と断言した。なお、この延期については上陸活動が相次げば日中関係が悪化することを強く懸念する中国政府が出港を取りやめるよう求めた可能性もある（「時事通信」3月27日21時2分更新、「共同通信」3月27日22時26分更新）と伝えられている。

12) 福田康夫官房長官は24日午前の記者会見で「尖閣諸島がわが国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないことで、外国人が不法に上陸したことは大変に遺憾だ」とし、小泉首相は24日昼に記者団の質問に「日本の領土ですから中国側もきっちり対応してもらいたい」と答えた。

意味していたのかどうかは不明である。

中国外務省は24日に「我々は日本側に対して、冷静に対処し、彼らの身体に危害を及ぼさないよう求める」との声明を発表し、「釣魚島およびその付属の島々は古くから中国固有の領土だ。尖閣諸島の領有権は中国にある」「釣魚島問題を巡る中日間の争いについて、中国政府は話し合いによる解決をずっと主張している」との中国政府の主張を繰り返し、また張業遂外務次官は24日の原田親仁駐中国臨時代理大使(公使)との会見の席で上陸した7人の活動家の「安全を確保してほしい」「日本政府は冷静に対応してほしい」と申し入れたことから、「中国としてもこの問題で日中間の摩擦が拡大することを望んでいない」(「毎日新聞」3月24日19時50分更新)とみられ、日本政府も「日中両国は歴史問題をはじめ微妙な問題を抱えているだけに、政府の本音は問題を大きくしたくないとの思いだ」(「朝日新聞」3月25日付朝刊)と報じられていた。

ところが、武駐日大使は24日夜に竹内外務次官を外務省に訪ね、尖閣諸島に上陸した中国活動家7人が逮捕されたことについて「憤慨と抗議の意」を表明し、翌25日には中国の戴秉国筆頭外務次官は原田駐中国臨時代理大使を外務省に呼んで中国人活動家7人の逮捕に抗議し、即時・無条件で釈放するよう要求し、また中国外務省の孔泉報道局長は25日の定例記者会見で「国際法に違反した行為だ」、中国人活動家7人の逮捕は「中国の領土主権と中国公民の人権に対する重大な侵害であり、即時、無条件の釈放を求める」と強く非難したのである。このように「中国側が強硬姿勢に転じた背景には、日本の政治団体の動きなどをにらんで尖閣諸島が《歴史的に中国の固有の領土》との主張を強調する狙いのほか、国内の対日強硬派からの《弱腰》批判への対応という内政上の問題があるとみられる。さらに問題の複雑化、長期化を懸念し、《即時無条件釈放》を求めることで、日本に暗に問題そのものの早期収束を促したとみることもできる」(「毎日新聞」3月26日1時22分更新)とされていた¹³⁾。

また、在日本中国大使館の黄星原報道参事官は26日に同大使館で記者会見

し、逮捕された中国人活動家7人が那覇署などで取り調べを受けていることについて「日本の警察が沖縄へ拉致した」、移送の際に「日本側は3月14日付で期限切れのわずかなパンしか提供しなかった」「人権を重視すると主張してきたが、今回の処理の過程で中国の人々が受けた印象はその逆だ」と批判するとともに日本政府は即時に釈放すべきだと主張した。

しかし、逮捕された7人が26日に強制送還されたことを受け、孔報道局長は26日夜に「中国は日中関係をととても重視している」「中国は新世紀の中日関係を発展させたい」「ともに努力し、両国間に存在する問題を妥当に解決し、健全で安定した関係発展を推進する必要がある」との談話を発表し、「即時無条件の釈放」を求めた前日の高圧的な態度から友好的な姿勢に一変したのは「日本が送検を見合わせ早期解決に動いたことを高く評価した結果とみられる」(「毎日新聞」3月27日1時21分更新)と報じられていた¹⁴⁾。

さらに、中国外務省の孔鉉佑アジア局副局長は3月31日に中国人活動家7人を日本が送検せずに強制送還したことについて「日本は努力した。中国も内々に評価している」とするとともに、活動家が上陸したのは「日本が実効支配している現状と尖閣諸島に日本の右翼団体が施設を設置したことへの強い反発による行動だ」、7人の上陸は「極端な行為であり、問題の解決にはつながらない」、上陸を決行した民間団体にはこうした行動を取らないよう「説得している」と述べ、中国政府としても自制を求めていることを明らかにした

13) 中国では24日からインターネット上で日本を非難する意見が飛び交っており、反日感情が高まっており、指導部内でも対日強硬論が浮上している可能性がある(「毎日新聞」3月25日23時6分更新)と伝えられていた。また「尖閣の主権回復を訴える《保釣運動》の背後には、インターネットサイトを介して集まる若者と、それを金銭面で支援する新興企業家の存在がある」(「朝日新聞」3月26日付朝刊)と言われている。

14) 新華社電によると、川口順子外相は26日午後中国の李肇星外相と電話会談し、中国人活動家7人を帰国させた日本政府の決定を正式に伝え、これに対し李外相は「尖閣諸島は中国の領土」とする尖閣諸島の主権をめぐる中国の立場をあらためて強調した(「共同通信」3月27日1時38分更新)と伝えられている。そして、川口外相と李外相が電話会談したことを日本の外務省は27日に発表し、この会談は「中国側の強い求め」に応じたとし、「中国側が『発表しないで欲しい』と要望したが、中国のテレビが会談の事実を報じたので日本も発表することにした」(「読売新聞」3月27日14時49分更新)と報じられている。

と伝えられてる。しかし、この間の中国政府の対応を振り返れば「中国政府は当初《冷静な対応》を日本に促していたが、25日になって突然、7人の《即時無条件釈放》を求める強硬姿勢に転じた。日本が7人を送検した場合、解決が長引き、国内の不満を抑えにくくなるとの判断をしていた模様だ。過去の同種の交渉の経験から、圧力をかければ日本側が折れると読んだ可能性もある。7人が強制退去処分になれば、中国政府は交渉で成果を得たことを国内に示すことができる」(「毎日新聞」3月27日付朝刊)のである。

(2) 中国国民の抗議行動

「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」は3月24日に、日本政府に対して海上保安庁の巡視船の即時撤退と上陸した中国人活動家の安全確保を求める抗議声明を発表し、また活動家約10人が同日到北京の日本大使館前でデモを行い「釣魚島は中国の領土だ」と書いた横断幕を掲げて日本政府に抗議した。また、中国人活動家7人の逮捕から一夜明けた25日までに中国の大手ウェブサイト「新浪網」には「愛国行動を支持する」「みんな一緒に抗日を」「保釣(尖閣防衛)人士は真の民族の英雄だ」などの書き込みが相次いでいたが、一方でこうした《愛国意識》の高まりが反日感情につながる可能性に懸念を示す向きもあり、25日付の中国紙「新京報」などでは「全般的には抑制された報道が目立ち、摩擦の拡大を望まない中国政府の意向が表れた形だ」(「時事通信」3月25日11時1分更新)とされていた。

しかし、魚釣島に上陸した中国人活動家の支援者約20人が25日午前11時(日本時間正午)過ぎ到北京の日本大使館前に集まり、7人の活動家が逮捕されたことに対して、日の丸を引き裂いて燃やすなどの抗議行動をし、釈放と謝罪を要求した。支援者の代表は「日本が我々の領土に侵入し、同胞を不法に拘束したから燃やした」「日本は第二次世界大戦の侵略行為を反省しておらず、軍国主義はなくなっていない。今回のような行為が続けばアジア地域の安全が危うくなる」「日本は北朝鮮の日本人拉致問題を騒いでいるが、一方で我々の同胞を誘拐し、(北朝鮮と)同じことをやっている」と言い、尖閣

諸島の領土問題と歴史認識問題を絡めて対日不信をぶつけていた。

日の丸が燃やされたことについて、日本大使館は直ちに中国外務省に対して電話で「遺憾」の意を伝えるとともに再発防止を申し入れ、中国側は「関係部門に通報し、しかるべき対応をするよう求める」と回答したが、孔報道局長は25日の定例会見で記者からの「中国には外国の国旗侮辱を禁止する法律がないのか」との質問には直接答えず、「いま先に解決しなければならないのは、即時・無条件釈放だ」とし、また「尖閣諸島問題をめぐり中国は話し合いによる解決を日本政府に呼びかけているが、一部で発生している市民の抗議活動がこうした方針と矛盾しないか」との質問に対しては「(尖閣諸島に関する日本側のこれまでの措置が)中国人民の民族感情を極度に刺激し、彼らは自らの強烈な意思を表示せざるを得ないのだと考える」と、当局が支援者たちの過激な抗議行動を事実上容認していることを示すとともに、日本の政治団体が尖閣諸島上陸を計画していることに対して「その結果として発生することには、日本が責任を持たなければならない」と警告したのである¹⁵⁾。

中国政府当局が支援者たちの過激な抗議行動を事実上容認したため、同日14時過ぎには支援者や活動家約50人が再び日本大使館前に集まり、数枚の日の丸を燃やしたり、足で踏みつけたり、蹴ったりし、大使館員に活動家の早期釈放等を求める要望書や抗議書を手渡すとともに拡声器で「日本軍国主義打倒」などと叫んでいた。しかし、動員された100人以上の公安職員は大使館前の道路を封鎖し警備に当たっていたものの、支援者らの行動には干渉せず、黙認していたため¹⁶⁾、日本大使館は中国外務省に対して「公安当局者が存在する状況下でこうした行動が行われたことは遺憾である」との申し入れを行

15) 中国人活動家の魚釣島への上陸に反発した政治団体「日本青年社」が魚釣島への上陸を目指していた問題で、第11管区海上保安本部は海上保安庁法18条(強制的措置)の2項に基づいて「法令違反になる恐れがある場合、出航させない」として、3月25日夜に青年社のメンバーが乗る漁船に対して出航差し止めを命じ、メンバーは出航を見合わせた。

16) 「朝日新聞」は「中国当局は通常、街頭デモを厳しく制限する。だが小泉首相の靖国参拝やチチハルでの旧日本軍毒ガスによる死傷事件などで反日感情がくすぶる状態が続き、いったん火がつけば急速に広がりかねない。このため、ある程度の対日批判行動は許さ

い、原田臨時代理大使は戴筆頭外務次官に「国旗を侮辱することはきわめて遺憾」として再発防止を求めたのであった¹⁷⁾。

上述のように、不法上陸問題で中国政府が一転して強硬姿勢に転じた背景には「国内の対日強硬派からの《弱腰》批判への対応という内政上の問題がある」と言われているが、日本大使館前での支援者たちによる過激な抗議行動や、「日本が尖閣諸島問題《棚上げ》を突き崩そうとしているのでは、との疑念」(「朝日新聞」3月26日付朝刊)も政府の強硬姿勢への転換に少なからず影響したと考えられる。そして、何よりも日本の国旗を燃やすという支援者たちの過激な抗議行動は日本では外国国章損壊という犯罪として罰せられる行為であり、その彼らの行動を黙認していた中国政府は共犯となるため、中国政府は日本に対して国家的な国章損壊という犯罪を犯したことになると言わねばならない。そればかりか、それは「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(友好関係宣言)に違反するがゆえに、日中関係を揺るがす大きな要因となるばかりか、いずれ中国の政権そのものを揺るがす脅威にもなると言える¹⁸⁾。

れる雰囲気もある。中国政府にとって、経済や人の交流が強まる対日関係は、安定させたいのが本音だ。以前なら対日批判も、メディアを統制して抑えこんできた。だが現在はネット上で《弱腰外交》への批判が飛び交う時代。《日本に譲歩した》と国民に受け止められれば、批判が外交当局だけでなく指導部にも向かう」(「朝日新聞」3月26日付朝刊)としている。

17) また、竹内事務次官は、25日夕に外務省を訪れた武駐日大使に対して北京の日本大使館前で日本の国旗が燃やされたことについて「日本国民の感情を傷つける行為が行われないようしかるべく対処願いたい」と要請し、川口順子外相は26日の記者会見で「日の丸を焼くのは非常に遺憾な行為で、中国政府に抗議している」と述べ、川口外相と中国の李肇星外相との26日夕の電話会談で、川口外相は北京の日本大使館前で日章旗が焼かれたことに厳重に抗議したが李外相は何も答えず、阿南惟茂駐中国大使は日本の国旗が焼かれた問題で抗議したが、中国側は「関係部門に連絡する」と応じただけで、国旗焼却に中国側からお詫びや遺憾の表明がなかったことを29日の記者会見で明らかにした。

18) 読売新聞によれば、中国人活動家による尖閣諸島への不法上陸事件をめぐる中国国内のインターネットで「反日」論が沸騰し、日本を標的とした「次の行動」を起こす気運が盛り上がっているという。中国では歴史問題をめぐる日本への民族的反感が民衆レベルで渦巻き、インターネット上の掲示板の多くはきっかけさえあれば「日本たたき」の

Ⅲ 日本政府の立場と対策

(1) 衆院安全保障委員会の領土保全決議

わが国政府は24日に中国人活動家が尖閣諸島に上陸した問題について究明を進めるとともに、再発防止策を検討する方針を決め、25日には海上保安庁による尖閣諸島周辺海域の警備を強化する方針を固め、具体的な対策は二橋官房副長官が主宰する関係省庁連絡会議で検討するとし、政府内の事前情報の収集・連絡態勢の再点検にも着手した。そして、小泉首相は25日夜に記者団に「将来へ反省すべき点があったら、しっかり対応することが必要だ」と警備態勢の強化などを指示したことを明らかにした。また、細田博之官房副長官は26日午前の記者会見で「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」が28日にも尖閣諸島への再上陸を計画していることについて「断固そのようなことが起きないように最大の努力をする」考えを強調し、石原伸晃国土交通相は再上陸阻止に向けて海上保安庁の小型巡視船の常時配備を含めた警備体制の強

場に変わり、強制退去された活動家が帰国した後の27日のネットは「勇者の帰国を熱烈歓迎する。中国人民は立ち上がれ」「日本製品をボイコットせよ」「倭寇の釣魚島侵略に対しては、どんな対価もいとわない」等の声で溢れ、香港メディアによれば活動家の所属団体がネット上で尖閣諸島に向けた第二陣への参加者を募ったところ約7万人の応募があったという。そして、ネット利用者の約8割は1990年代から共産党が政権維持のために「旧日本軍の中国侵略」を教材として徹底的に進めた愛国主義教育を受けて育った35歳以下の世代で、若い世代の極めて強い反日感情は当局が育てたのである。愛国意識に基づき、瞬く間に広範な反日感情を糾弾する「ネット民族主義」が台頭し、当局が恐れるのはネット民族主義の過激な論調が政府の「弱腰」批判に転じることで、当局は反政府的言動については発信者情報を追跡するなど厳しい管理体制を敷いているが、民衆の「愛国的言動」にはブレーキを掛け難い事情があり、対日政策にかかわる外交当局者は「もはやネット世論の圧力を無視できない」と認めているという(「読売新聞」3月28日付朝刊)。また、黄文雄氏は「改革開放の時代になり、四つの近代化(農業、工業、国防、科学技術の近代化)が叫ばれても、第五の近代化といわれている政治の近代化、つまり民主化、言論、表現の自由化だけは認められなかった。…インターネット時代になっても、新たに編成されたインターネット警察が言論の監視を行っている。その人数は実に30万人にも達し、《反日》言論だけは自由が認められても、政府にとって《不穩》《不適切》と見られる言論は厳しく制限され、それを犯した者は逮捕、投獄されもする」(黄文雄、前掲書、24-25頁)としている。

化を検討していく考えを示したのである。

他方で、自民党は25日に尖閣諸島の領有権が日本にあることを改めて確認する国会決議を行う方向で検討に入り、同日午前に行われた衆院安全保障委員会の理事会で提案し、民主党の野田佳彦国対委員長も同日の記者会見で「国会としても意思を明確に示すべきだ。尖閣諸島はわが国の領土だとあらためて鮮明にするような決議が必要だ」「政府も国会もメディアも共同戦線で強く主張すべきだ。どうみても中国が領有する根拠はあり得ない」として決議に賛成の意向を表明した。しかし「尖閣諸島がわが国固有の領土であることは自明であり、わざわざ決議する必要はない」(自民党首脳)として、尖閣諸島の領有権を確認する国会決議を見送る方針が固まり、これは「政府が事態の沈静化に努める中で、事を荒立てるのは得策ではない」(同党幹部)との判断によるものと言われ、公明党の神崎武法代表も記者会見で「冷静に政府の対応を見守ることがまずは必要だ」と慎重な対応を求めた。つまり「政府が懸念しているのは、こうした動きが《反中国》の国民感情をあおったり、逆に中国の《反日》感情を募らせたりすることだ」(「朝日新聞」3月26日付朝刊)と言われていたのである¹⁹⁾。

しかし、民主党が「領土確認」ではなく「領土保全」に重点を置いた決議案を提示したため、本会議での決議を避けるとともに中国を過度に刺激しかねない部分を削ることで折り合いが付き、衆院安全保障委員会は30日午後と同委員会でも尖閣諸島がわが国の固有の領土であることを確認し、再発防止を求める「我が国の領土保全に関する決議」を自民、公明、民主など全会一致で採択した。衆参両院を通じて本会議・委員会で尖閣諸島に関する決議は初めてで、同決議は尖閣諸島について「我が国の固有の領土であることは、歴史的にも、国際法上からも、明白である」と明記し、日本政府に対し「周辺海域の警戒・警備に万全の対策を取るべきである」と求め、不法上陸事件

19) しかし「与党にこうした動きが出るのは、中国側の行為に対する不満がくすぶっているからだ。首相の靖国神社参拝に中国側が批判を強めるほど、自民党内の中国への反感は強まる。中国の海洋調査船が日本の排他的経済水域(EEZ)内で不法調査を繰り返していることにも根強い反発がある」(「朝日新聞」3月26日付朝刊)と言われている。

に関しては「我が国の領土保全上誠に遺憾な事件である」とし、「政府は、中国政府に対して、引き続き冷静な対応を求める」としていた。これを受けて福田康夫官房長官は30日午後の記者会見で、「この趣旨に沿ってきちんと対応する。警備の全体をもう1回点検する必要があると思っている」と述べ、警備体制を見直す考えを強調した。

そして、衆院安全保障委員会の決議が尖閣諸島周辺海域の警備に万全の措置を取るよう求めたため、中国外務省の孔報道局長は31日に「中国の主権を侵犯する行動を取ってはならず、事態の複雑化を回避するよう求める」と強い不快感を示し、「釣魚島は歴史上も国際法上も中国の領土」「祖国の領土を防衛する中国人民の決意は断固として変わらない」「釣魚島への管理を強化しようとする日本のいかなる企図も不法で効果のないものだ」と反発したのであった²⁰⁾。

(2) 安全保障と尖閣諸島問題

衆院安全保障委員会決議に基づいて尖閣諸島周辺の警備が見直され強化されれば、日中間の尖閣諸島の主権をめぐる紛争は一層激化することは確実であり、さらに台湾が尖閣諸島の主権を主張するために尖閣諸島を中華民国の領土として登記したことによって²¹⁾、尖閣諸島の主権をめぐる紛争は一層複

20) 4月3日の川口外相と中国の温家宝首相との会談では川口外相が「7人の上陸は遺憾。再発防止を求めたい」と強く要求したのに対して、温首相は「釣魚島は中国の領土であると声明を何度も出している」と自国の領土であると主張し、再発防止を求める川口外相との議論はこれ以上進まなかった。また、川口外相は4日午後に唐家セン國務委員と会談し、唐氏は冒頭で温家宝首相が当初の予定をキャンセルして川口外相との会談日程に応じたことを明らかにし、「中国が日中関係、川口外相の訪中を重視していることの表れだ」と強調したが、唐氏も日本が尖閣諸島に上陸した中国人活動家を逮捕したことに抗議したと伝えられている。

21) 4月14日付の台湾紙「中国時報」などは、台湾北東部の宜蘭県当局が尖閣諸島を「中華民国」の「領土」として登記(具体的には同県の行政管轄区域として土地台帳に登記)したと伝えた。内政部(内務省)は昨年7月に尖閣諸島の地形や面積の測量と土地登記を計画し人工衛星映像を基に測量図を作成し、その後県当局は内政部の指示を受けて登記を公告、2月末に正式手続きを終えたという。県当局関係者は登記について、領有権を国際社会に明示するための形式的手続きで、実際に尖閣諸島を管理する能力はないとしている

雑になったことは言うまでもない²²⁾。

今回の不法上陸事件は「日中関係に悪影響を与えない大局的な判断」(小泉首相)で早期決着が図られたが、尖閣諸島の主権をめぐる日本は将来的にますます多くの困難な問題に直面することになる。とりわけ、日中間の尖閣諸島の主権をめぐる紛争が激化すれば、黄氏の「中国が台湾を併呑した場合、必ず尖閣諸島の獲得のために具体的アクションを起こすだろう。必要とあればそれ以前に占領を試みる可能性もある」との指摘や、中国は「日本の尖閣諸島はもともと中国のものと言い張っているが、これは地下資源を考えてのことである。中国が武力を使って占領することはないといいきれんだろうか」との日高氏の指摘は現実味を帯びてくると言わねばならない²³⁾。また、明治

が、これまで同諸島の領有を法的に証明する資料を持っていなかったため登記手続きの完了で、初めて台湾の主権を主張する具体的事実が整ったと台湾当局はしている(「時事通信」4月14日17時2分更新、「共同通信」4月14日19時28分更新、「毎日新聞」4月14日20時49分更新)。これに対して、4月14日に台湾との民間交流の日本側窓口である交流協会台北事務所が台湾側の交流機関に登記を抹消するよう文書で伝えたと言われているが、台湾当局は「今のところ確認していない」としている。日本政府は台湾が登記を抹消しない場合でも「台湾に同諸島を管理する能力はない。日本が領有している事実は何の変わりもない」と、当面は冷静に見守る構えだ(「共同通信」4月15日22時3分更新)と言われている。

22) 江畑謙介氏は「尖閣諸島は、日本が『歴史的に見て、当然の日本固有の領土』としているが、中国側も釣魚島と呼んで、また『一点の疑問もなく、中国固有の領土』と主張している。ここで《中国側》としたのは、中国も台湾もその領有権を主張し、1997年中期現在、中国も台湾も《一つの中国》の政策(どちらも自分が正統な中国の政権であり、相手の領土は不法占領されている仮の状態に過ぎず、将来、必ず統一して一つの中国にするというもの)を掲げているからである。つまり、中国も台湾も共に独自に釣魚島を自国の領土とし、さらに本来中国は一つであるという姿勢をとっているから、問題は非常に複雑になっている。ここに不幸にして武力衝突が発生するなら、日本は中国と台湾を相手にしながら、中国と台湾の互いに正統性を主張する問題にも巻き込まれるという状態に陥るだろう」(江畑謙介、前掲書、77頁)としている。

23) また、黄文雄氏は「中華人民共和国の場合は、改革開放が始まった1980年代から、学者たちが沖縄を中国の固有領土と主張し始めているが、これも旧朝貢国は中国の版図であるとの信念からのものだ。中国が大平洋への進出を果たし、あるいは日本の生命線である台湾海峡のシーレーンを扼した暁には、尖閣諸島はいうまでもなく、沖縄の領有問題も武力を背景にした中国と日本との間で懸案事項となるように思われる。そして軍事的恫喝が日本に効くにつれ、次には日本そのものの領有を希望するに違いない」(黄文雄、前掲書、199-200頁)としている。

学院大学の浅井基文教授は「領土問題は国民感情に直結する。尖閣諸島問題は、爆発したら日中関係全体が吹っ飛びかねない火種だ」(「朝日新聞」3月31日付朝刊)とし、また「米国が中国を友好国と見るかライバルと見るか、また、台湾問題でどのような姿勢をとるかによって、日中関係は翻弄される。戦争に直面する危険性すらある。近年の米台・日台関係の推移から判断すれば、中国側が対日警戒感を深めていることは間違いない」(「朝日新聞」4月2日付朝刊)と指摘している。

また、米務省のエレリ副報道官は3月24日の記者会見で「1972年の沖縄返還に伴い尖閣諸島は日本政府の施政下にある」「日米安全保障条約第5条(共同防衛)は日本の施政下にある領域に適用され、尖閣諸島にも適用される」と明言し、「同諸島が攻撃されれば米国は防衛義務を負う」との見解を表明しながらも、「尖閣諸島の最終的な領有権については、いずれの立場にも立たないというのが米国の長年の方針だ」「領有権を主張する国と地域が平和的に問題を解決することを期待する」として、主権問題の平和的解決を期待し関係当事者に自重を促した²⁴⁾。そして、米国はこれまでも尖閣諸島の領有権問題については中立の立場に立つと明言しており、クリントン前米政権は

24) 尖閣諸島の主権問題に対する米国のかつての見解について、江畑謙介氏は「1996年11月1日、米務省は、米国政府が日本政府に対し尖閣諸島の主権問題に関して、すでに『どの国の立場も支持できない』という公式見解を伝えたことを明らかにした(「産経新聞」1996年11月2日夕刊)。それより早く、同年10月20日付のニューヨーク・タイムズ紙が、『日本政府は米国政府とこの問題を協議した結果、米国は尖閣諸島防衛の条約上の責務を有すると信じるにいたった』とし、沖縄返還交渉に米務省の法律顧問としてかかわったチャールズ・シュミッツ弁護士が産経新聞のインタビューに答えて、尖閣諸島は『施政権が沖縄のそれとともに日本へ返還される時、日米安保を含む既存の日米間の協定類がすべて尖閣にも適用されることは両国政府間で明確な合意があった』としている(同1996年10月29日)にもかかわらずである。追い討ちをかけるように、時のウィンストン・ロード国務次官補は、1996年11月14日、外国報道陣との会見で、『米国は安保条約の誓約は常に履行する』としながらも、『北方領土をめぐる日本の主張は根拠が十分あると考えるが、尖閣諸島問題はそこまでではない』とし(「産経新聞」1996年11月15日夕刊)、日・中・台の関係国の平和的な解決に期待感を表明しつつも、『米国がそれ以上の立場を表明することはしない』と発言している。またウォルター・モンデール駐日米国大使も、同年9月、米側報道陣に対して『尖閣諸島には日米安保条約は適用されないと声明した』(「産経新聞」1996年10月4日)(江畑謙介、前掲書、239-240頁)としている。

尖閣諸島に日米安保条約が適用されるかどうかについて明確にしていなかったが、ブッシュ政権下の米国が「尖閣諸島が攻撃されれば米国は防衛義務を負う」との見解を表明したことは、中国にしてみればおそらく予想外のことであったに違いない。そのため、中国外務省は「日本が第三国を使って中国に圧力をかけることは決して受け入れられない」と神経をとがらせたのである。

しかし、対米関係を重視する中国は他国との国境・領土問題と同じように、米国を関与させないために常に二国間交渉を主張し、それは今回の不法上陸事件に際しても中国外務省が「中国政府は話し合いによる解決をずっと主張している」としていることから明らかである。尖閣諸島問題について日本は話し合い(交渉)をする必要性も必然性も全くないが、中国が「話し合いによる解決」を主張するのは米国が「領有権を主張する国と地域が平和的に問題を解決することを期待する」としているからである。ただし、それは中国が単にそのような姿勢を示しているだけのことで、国際司法裁判所が領土問題については「歴史的根拠」よりも「実効支配の実績」を重視する傾向があるとされている中で、南沙・西沙群島で巧みに既成事実を積み上げ、後述するように軍事的手段で国家の安全と主権領土を保全しようとする中国は現実には尖閣諸島の実効支配のための準備を進めていると考えるべきであり²⁵⁾、その一つが「海洋法に関する国際連合条約」に違反する中国海洋調査船の活動と、その延長線上にある中国海軍艦艇による情報収集活動と海洋調査活動であり、海洋調査船問題と総称されるものである²⁶⁾。

25) 中国が南沙・西沙群島で巧みに既成事実を積み上げてきたことについて、江畑謙介氏は「歴史的に見て中国は、米国がアジア・太平洋地域から軍事力を引くと必ず、その間隙を埋めるように軍事的進出を行ってきた。ベトナム戦争が終わった1970年代中期以後のインドシナ半島、79年の中越戦争、88年の西沙諸島をめぐるベトナムとの海戦、1990年代にはいると、フィリピンからの米軍の引き揚げを待っていたかのようにフィリピンと領有権を争っているミスチーフ環礁、スカーボロ礁に対する実効支配行動などである」(江畑謙介、前掲書、224頁)としている。

26) ここでは海洋調査船問題についての詳述を避けるが、不法上陸事件に関連したことだけを紹介すれば、中国人活動家の逮捕に反発した中国は3月末に予定していた海洋調査船

アジア太平洋地域での日米安保体制の強化を自国の安全にマイナスの影響を及ぼすものとして警戒感を示し、軍事的手段で国家の安全と主権領土を保全しなければならないと考えている中国政府は、靖国神社参拝問題と同じように「国民感情」に責任を転嫁しつつ尖閣諸島への民間活動家の上陸を今後とも黙認し、海洋調査船活動を活発化することは確実である。「領土問題に代表されるように、その所有権が明白でないため、互いに主張が衝突する問題は人間社会で数多く発生する。こちらが話し合いに訴えても、相手がそれを聞かず、実力をもって所有権を確定しようとする場合には、こちらの、自分が正当と考える権利が侵害されることになるし、その過程においてこちらに危害が加えられる可能性も十分に想定できる」(江畑謙介『日本の安全保障』講談社現代新書、2001年、7-8頁)といわれるように、尖閣諸島を固有の領土と主張する中国がかりに軍事的手段をもって「主権を守る」行動に出れば、その行動は日本にとっては「主権の侵犯」(厳密には侵略)となるため、このような最悪の事態を想定した安全保障を日本は考えておかねばならないので

活動に関する両国の審議官級協議を先送りしてきた。この協議では、中国の海洋調査船が日本側の排他的経済水域 (EEZ) で事前通報なしに活動している事例が増えているため、中国側に国連海洋法条約の順守を申し入れるのが目的で、外務省と海上保安庁の当局者が出席する予定だった。そして、4月に開かれた海洋調査船活動に関する日中協議で中国側は「沖ノ鳥島の海域は日本の排他的経済水域 (EEZ) には当たらない」と主張し、そのため福田官房長官は4月23日午前の記者会見で「全く受け入れられない。中国以外にこのような主張をする国はなく、なぜそのような主張を始めたのか理解しにくい」「国際法、国内法に基づいてEEZを沖ノ鳥島周辺に設定しており、必要な措置は関係機関に対して取っている」と強く反論した。

また、中国にとっての尖閣諸島問題の本質について「毎日新聞」社説は「中国が将来、戦略核搭載潜水艦を保有したら、浅い中国近海から太平洋の深部に潜り込むための入り口が必要になる。そのひとつが尖閣諸島近辺の海溝だといわれる。中国調査船がこのあたりに出没しているのも、潜水艦の航路調査の気配がある。だとすれば、この一体は米中の軍事戦略にかかわる特別の場所である」(「毎日新聞」3月25日付朝刊)といい、「朝日新聞」は「尖閣諸島が浮かぶ東シナ海は、中国海軍が太平洋に展開するうえで軍事的な重要性を持つ。…日本外務省によれば、日本の排他的経済水域 (EEZ) での中国海洋調査船の活動は、今年に入って太平洋で11件確認され、昨年1年間の8件をすでに上回った。日本側は、調査船は塩分濃度や海水速度、海底の地形など『潜水艦の航行に必要な資料も集めている』(防衛庁)とみる」(「朝日新聞」3月31日付朝刊)と報じている。

ある²⁷⁾。

おわりに

本稿では、3月24日の魚釣島不法上陸事件発生の際の経緯や事件をめぐる日中両政府の主張等を検証しつつ、尖閣諸島問題の本質について若干の検討を試みたが、最後に本稿において指摘した筆者の主張についてまとめておく。

第一は、中国政府が「中国民間保釣(釣魚島防衛)連合会」による尖閣諸島上陸計画を事前に知っていながら黙認し、中国人活動家たちが退去警告を無視し、進路阻止を試みた巡視船をすり抜けて上陸したことは、中国による国家的な「非武力的侵略」に相当するということである。

第二は、日本の国旗を燃やすという支援者たちの過激な抗議行動は日本では外国国章損壊という犯罪として罰せられる行為であり、その彼らの行動を黙認していた中国政府は共犯となるため、中国政府は日本に対して国家的な国章損壊という犯罪を犯したことになるばかりか、「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(友好関係宣言)に違反するということである。

第三は、「わが国の領土保全に関する決議」により日本政府が警備体制を見直し強化すれば、日中間の尖閣諸島の主権をめぐる紛争は一層激化し、さらに台湾が尖閣諸島の主権を主張するために尖閣諸島を中華民国の領土として登記したことによって尖閣諸島の主権をめぐる紛争が一層複雑になり、尖

27) 「毎日新聞」社説は「危険なのは、無人島への上陸それ自体ではない。日本の警備は恐れるに足らずと侮られたら、中国、香港、台湾の反日活動家が政治的な点数稼ぎを競って、どんどん尖閣ツアーに押しかけてくる。そういうたがの緩みが、本格的な政治紛争の原因になりかねない…中国の主張では、釣魚島は台湾省の一部であり、中国は台湾省が外国軍の攻撃を受けただちに武力反撃すると言っている。尖閣諸島にかかわる摩擦を未然に防ぐことが、日本にとっていかに大切か、言うまでもない」(「毎日新聞」3月25日付朝刊)としている。また、沖縄県警は中国の抗議船が尖閣諸島に再接近し上陸の動きをみせた場合、機動隊員らをヘリコプターで同諸島に事前に上陸させ、活動家の動きを阻止する方策の検討を始め、第11管区海上保安本部は周辺海域に常時2隻の巡視船を配備する新たな警戒強化策を打ち出したと伝えられている。

閣諸島の主権をめぐる日本は将来的にますます多くの困難な問題に直面することになるということである。

第四は、軍事的手段で国家の安全と主権領土を保全しようとする中国は話し合いによる解決を主張しているが、現実には「海洋法に関する国際連合条約」に違反する中国海洋調査船の活動や中国海軍艦艇による情報収集活動と海洋調査活動にみられるように、尖閣諸島の実効支配のための準備を進めていると考えられるということである。

そのような中で、尖閣諸島を固有の領土と主張する中国がかりに軍事的手段をもって「主権を守る」行動に出れば、その行動は日本にとっては「主権の侵犯」(厳密には侵略)となるため、このような最悪の事態を想定した安全保障を日本は考えておかねばならないのである。

【脱稿日：2004年5月9日】